



【目次】

- 役員の税務 第3回
- 国際財務報告書（IFRS）の動き 第2回
- 法定三帳簿について
- 個人事業者の消費税の申告手続き

## 役員の税務

### 第3回～役員退職金～

取締役や監査役が**退任**、または**辞任**、**死亡**したときには、通常、株主総会の決議により**役員退職金**が支給されます。今回は、この**役員退職金**について**注意すべき点**を確認しましょう。

#### ◆ 税法上の退職金の範囲

法人税法上では、「**退職に起因して支給される臨時的な給与**」と規定されています。

したがって、**明らかに賞与と認められる支給や報酬の増額改訂の差額支給などは、退職給与(退職金)とはなりません。**また、金銭で支給されるものだけでなく、不動産等の現物支給、貸付債務の免除などの経済的利益の供与も含まれます。

#### ◆ 税法上の取り扱い

法人税法上、**一般使用人の場合と異なり、その金額が不相当に高額でないことが損金に算入される要件です。**

（注） 役員の退職給与については、退職給与を支給する事業年度において損金経理をすることが損金として認められる要件になっていましたが、平成18年の税制改正によりこの要件は削除されました。

では、不相当に高額でないこと、つまり適正な支給額とは果たしていくらなのでしょう？

#### ◆ 支給金額の算定方法

適正額の判定については、過去の裁判例等によると、「**功績倍率法**」と「**1年当たり平均額法**」により算出するケースが多くみられます。

#### ① 功績倍率法

$$\text{役員退職金} = \text{退任時の報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

さて、ここで最も重要になってくるのが「**功績倍率**」です。同業種同規模法人を比較法人として、功績倍率の平均値をもって算定するのが一般的です。しかし、比較法人の功績倍率の最高値を採用した場合でも適正とされた判例もあります。

また、過去の判例として、昭和56年11月18日に行われた**東京高裁の裁判における「社長3.0、専務2.4、常務2.2、平取締役1.8、監査役1.6」が一つの目安と判断される**ことも、最近の調査ではあるようです。

#### ② 1年当たり平均額法

$$\text{役員退職金} = \text{比較法人の1年当たりの退職金の平均額} \times \text{在任年数}$$

こちらの方法は、役員の功績の一つである「役員報酬額」が反映されないことから、功績倍率法に比べ、やや合理性を欠くといえるため、**過去の裁判例においても、事例は少ない**ようです。

いずれの方法を選択するにしても、あくまで「**法人の収益状況**」や「**使用人の退職金**」、「**退職事情**」や「**功績度合**」を考慮し、しっかりと「**計算根拠を示す**」ことが重要であるといえるでしょう。

# IFRS

(イファース又はアイファス)

今回は、IFRSの概要についてご紹介しました。そして今回は、具体的にどのように変わるのかを、与現在の情報をもとにご紹介いたします。

## 財務諸表について(例)

財政状態計算書				包括利益計算書				
事業	営業			事業	営業			
財務	営業資産	売掛金	0,000	財務	売上	0,000		
		棚卸資産	0,000		売上原価	●●●●		
		その他流動資産	0,000		売上総利益	0,000		
		有形固定資産	0,000		販売管理費	●●●●		
		無形固定資産	0,000		営業利益	0,000		
	負債	買掛金	●●●●		投資	有価証券実現益	0,000	
			●●●●			投資利益	0,000	
	投資	有価証券	0,000			事業利益	0,000	
			0,000			受取利息	0,000	
	現金	借入金	●●●●			支払利息	●●●●	
●●●●			税引前利益	0,000				
廃止事業	売却予定資産	0,000	法人所得税等	●●●●				
		●●●●	継続事業からの税引後利益	0,000				
法人所得税	売却予定資産に係る負債	●●●●	廃止事業	廃止事業による損失		●●●●		
		●●●●	未払法人所得税等	●●●●		廃止事業による損失	●●●●	
所有者持分	繰延税金資産	0,000	当期純利益	0,000				
		●●●●	うち少数株主持分	0,000				
		●●●●	うち少数株主持分支配持分	0,000				
		●●●●	有価証券未実現益	0,000				
	累積その他包括利益	●●●●	その他包括利益合計	0,000				
			包括利益	0,000				

上記のとおり、これまでの**貸借対照表は財政状態計算書**、**損益計算書は包括利益計算書**となり、名前や表記の仕方などがかわっています。

## 具体的な変更点

### ■ 企業買収した際に発生するのれん

償却はしないが、のれんの減損テストがあり、場合によっては大きな損失となります。

### ■ 子会社株の売却

50%超の支配権を有した子会社株の売却益は計上できません。

### ■ 開発費

実用化や販売を見据えた開発費については、その製品を販売し続けると想定した期間で償却しなければならず、一括任意償却は出来ません。

### ■ 資産除去債務

将来の資産の売却や賃貸物件の返却に伴う除去費用（土壌改良費など）や原状回復費用を見積もっておくものです。資産除去債務として表記し、毎期、処理費用を積み立てていきます。

### ■ 売上の純額表示

在庫リスクや料金回収・信用リスクを負わないようなところは、売上を粗利金額で表示しなければなりません。→売上至上主義からの脱却

### ■ 子会社の決算日

原則として、親会社と子会社の決算日は同一にしなければなりません。連結決算において一定の修正を加える事を条件に、3か月以内のズレまでならOKです。

### ■ 有給休暇

有給休暇を付与した時点で費用と認識し、未消化の有給は一定の計算のもと、負債に計上しなければなりません。

上記の導入時期はそれぞれ異なり、議論中の内容もあるため変更になる可能性もありますが、いずれにしても、大きな変化が訪れようとしています。業績が大きく変わる企業も出てくるでしょう。社内管理体制の見直し、人材の育成、システムの構築、企業業績への影響の把握、内容の理解など、対象となる企業には早期の対応が求められます。



# 法定三帳簿は 整備されていますか？



## 法定三帳簿とは？

労働者名簿・賃金台帳・出勤簿の三つを指し、労働基準法で作成が義務付けられています。

今回は法定三帳簿のなかから、労働者名簿と賃金台帳についての概要をご紹介します。



### 労働者名簿

労働者名簿は事業場ごとに各労働者について作成しなければなりません。

(日雇労働者は除かれています、パート・アルバイトは除かれています。)

1企業に2以上の事業場がある場合は、それぞれ別個に作成する必要があります。

また、記入事項に変更があった場合は遅滞なく訂正しなければなりません。

#### 【具体的な記入事項は次の通りです】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③履歴
- ④雇入年月日
- ⑤住所
- ⑥性別
- ⑦従事する業務の種類(常時30人未満の労働者を使用する事業については記入する必要はありません。)
- ⑧退職年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合はその理由を含む。)
- ⑨死亡年月日及びその原因



### 賃金台帳

賃金台帳も事業場ごとに各労働者について作成し備え付けておく必要があります。

(パート・アルバイトはもちろん、日雇労働者についても作成しなければなりません。)

#### 【具体的な記入事項は次の通りです】 賃金支払の都度、遅滞なく記入しなければなりません

- ①賃金計算の基礎となる事項
- ②賃金額
- ③氏名
- ④性別
- ⑤賃金計算期間(日雇労働者については記入不要です。ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用される者は除きます。)
- ⑥労働日数
- ⑦労働時間数
- ⑧時間外労働、休日労働、深夜労働の時間数
- ⑨基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額
- ⑩労使協定によって賃金の一部を控除した場合はその額
- ⑪通貨以外のもので支払われる賃金がある場合はその評価額



### 最後に

法定三帳簿は従業員の入社・退社時等に必要になるのはもちろん、助成金申請の際にも求められる要件のひとつ

です。日頃からきちんと整備しておきましょう。

#### 【お知らせ】

平成21年9月分から健康保険料率、厚生年金保険料率が改定されます。

・健康保険料率 8.2%→8.26%

・厚生年金保険料率 15.350%→15.704%

# 「消費税の

# 申告手続き」

見落としがちな、消費税の課税対象となる取引  
についてご紹介いたします。

個人事業者で、消費税が課税される対象となる取引は、

- 「国内において」
- 「事業者が」
- 「事業として」
- 「対価を得て行う」



資産の譲渡・資産の貸付・役務（サービス）の提供と定義されております。

この「資産の譲渡」とは、商品の売買だけではなく、下記の事例にあたる取引も該当します。

## 1 事業用固定資産の売却

消費税の課税対象となる事業用固定資産の例  
・・・建物・設備・機械装置・工具器具備品

事業用固定資産の売却総額に対して消費税が課税されます。

## 2 負担付贈与により事業用固定資産を譲り渡した場合

事業用固定資産とともに引き渡した負債（借入金など）の金額に対して消費税が課税されます。

## 3 個人事業を法人成りさせるために、事業用固定資産を現物出資した場合

現物出資した事業用固定資産の時価総額に対して消費税が課税されます。

ところで、事業用固定資産の売却などの場合、所得税の確定申告では「譲渡所得」に該当します。そのなかで、譲渡金額が固定資産の帳簿価額を割り込んでいたため損失が発生した場合、譲渡所得は発生しないこととなります。

しかし、たとえ譲渡所得が損失であったとしても、消費税は譲渡した金額そのものに課税されることとなりますのでご注意ください。なお、以上にあげた留意点は、消費税の納税額の計算だけではなく、その年に消費税の納税義務が発生するかしないかの判定にも影響します。

### 《ご参考》

前々年の、消費税の課税対象になる収入（課税売上高）の合計金額が、

- 1,000万円以下・・・消費税の納税義務なし
- 1,000万円超・・・消費税の納税義務あり

## 編集後記

先日、実家に遊びにいきました。久しぶりに母とテニスをして楽しみました。還暦を過ぎている母ですが、ラリーもなんとなくこなしていました。私も運動不足解消のため、通勤時に歩くことを取り入れて頑張ろうと思っています。(木村)



月刊グローバル 2009年10号

2009年9月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル  
 株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
 労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント  
 庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エヌエムシー  
 花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合  
 エスバイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。